

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第39号

下田市子ども・子育て会議条例の制定について、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定について、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、竹内清二君の報告を求めます。

1番。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 下田市議会議長、土屋 忍様。

産業厚生常任委員長、竹内清二。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。
- 3) 議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 4) 議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

6月21日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より平山健康増進課長、山田産業振興課長、稲葉観光交流課長、長友建設課長、平山上下水道課長、楠山税務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

6番。

○6番（岸山久志君） 国民健康保険税のまた改正ということではありますが、それについて、将来的には広域化ということを目指すということはほぼ決まっていると思われまます。それについて、広域化になった場合の下田市の保険税は、その広域化の保険税と整合性というか、広域化になったときの予測される保険税との整合性等の討論並びに審議がありましたら、お伺いいたします。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 広域化、あるいは県単位での国保税の徴収並びに運営というものについては、高橋議員より質疑のほうがございました。ただ、その内容について、税率、あるいは具体的な数字というものについては議論はされておりました。今

後の見通し、県あるいは広域で行うスケールメリットとしての被保険者のメリット、あるいは現在行っております市町単位での国民健康保険運営に当たっては、各市町における健康増進、あるいは予防に関する施策が行われるというメリット、こういった点でそれぞれの違いというものを当局のほうから説明をいただきました。

ただし、先ほども申しましたとおり、今後の数字的なものにつきましては議論等はありませんでした。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

9番。

○9番（大黒孝行君） 1点お伺いさせていただきます。

今回の改正の内容の中の2番目で、資産割の軽減を図り、軽減分を所得割及び均等割で補う、これは介護と高齢者医療のほうの特定の繰出金の関係なんですが、ここで指摘されるところの医療費分に関して、今後の予測というか、どういう考えがあるのか、当局から話があれば、伺っていればお聞かせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 今後の予測等についての具体的な数字の回答はございませんでした。

ただし、議会といたしまして、こちらは増田議員からの要望ということで上がってまいりましたが、今後の推移を的確に把握して先読みを行った上で適切な税率、あるいは税率の更正等を行うべきであるということでの要望が出てございました。

○9番（大黒孝行君） ありがとうございます。終わります。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 国保税については、可否同数で委員長採決によって決定された由を聞いておりますが、委員長におかれましては、いかなるお考えのもとに採決を下されたのかお尋ねします。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） ただいま伊藤議員がおっしゃるとおり、委員会内、私を除いての6名のうち3名賛成、3名反対ということで委員長採決という運びとなりました。反対の理由といたしましては、平成24年度にも4.9%の税率アップがあつて、なおかつ今回

も平均では2%を超える税率のアップということで、市民の皆様の同意を得られないんじゃないか、あるいは、現在の残高の中で当面、一、二年はこの中で補えるんじゃないか、あるいは、こちらのほうは運協の答申のほうにもありましたが、法定外繰り入れ、こちらを用いることによって、税率のアップをせずに国保の運営をできるんじゃないかという意見がございまして、反対の票を投じられたということで意見のほうを賜っております。

ただし、賛成派の中では、今回の運協の答申、あるいは今後の滞納に対する税の回収方法の所得割を多くし、収納率をアップするという今回の目的には、あるいは今回の国保税の中でしっかりと収支・支出を調整し、今後の安定した国保税の運営を行うという賛成の意見がございました。

私の判断といたしましては、後段の賛成の理由に賛同いたしまして、賛成という委員長判断、採決をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○議長（土屋 忍君） これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

2番。

[総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇]

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 議長の通告に従いまして、総務文教委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定について。

2) 議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定について。

3) 議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

2. 審査の経過。

6月21日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木企画財政課長、名高総務課長、土屋市民課長、原福祉事務所長、土屋施設整備室長、

土屋学校教育課長、佐藤生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

平成24年の6月議会におきまして、今後の改正の基本方針といたしまして、医療供給体制の充実を図るとともに、国民健康保険制度を支える財政基盤の強化を着実に進め、国民健康保険財政の長期的な安定運営が継続されていくことによって市民の信頼が得られるものと認識しています。

1年前にこういうようなことで4.96%の値上げをしました。その賦課額は3,776万4,000円と見込んだわけでございます。この内容は、第1に、実質単年度収支の均衡を図る。第2に税率の見直しは応益を中心に行う。そして、限度額は法定限度額まで改定をする。4としまして、医療費の推計を確実に行うと、こう定めたわけであります。

昨年に続いて今年度も2.05%の引き上げ賦課額で1,615万7,900円を引き上げるとしているわけであります。これらのことを考えますと、まさに昨年の引き上げは何であったのか、こう言わざるを得ないと思います。例年の引き上げは被保険者、住民の立場から考えますと、まさに実施すべきことでないと私は思うわけであります。

今回の改定の基本方針では、高齢者と低所得者の集中が進み、医療費が増大している中で、保険税収入は伸び悩むという構造を持っている問題を抱えているため、厳しい財政運営を強いられていると言えます。こう言っておりますが、やはりこの認識に私は大きなうそがあると、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

昨年と同様に、実質単年度収支の均衡を図るとしているわけでありますが、2点目としまして、資産割の軽減を図り、軽減分を所得割及び均等割で補う。3としまして、後期支援金及び介護納付金の収支均衡を図ると、こう言っているわけであります。ここの2つだけ取り上げて約2,000万からの赤字を出しているのを引き上げるんだ、こういうぐあいと言っているわけでありますが、4点目としまして、国の法律等に沿いました特定世帯の軽減措置を改定する。5としまして、医療費の推計を的確に行うと、こう言っているわけであります。

2点及び4点目については一定の評価ができようかと思いますが、これらの1年間の経過を見てまいりますと、平成24年度の国民健康保険特別会計決算見込みによりますと、一般会計からその他の繰入金として1億900万円を繰り入れております。そして、基金に5,000万円を積んでいるわけであります。本年度の総予算は39億2,419万円と、昨年度より医療支出で見ますと8.6%と、大きくその増を見込んでいるところでありますが、一般会計からの繰入金は、昨年1億を超したものを比較しますと3,580万円ではないわけでございます。

これに対しまして、基金は7,000万円も積むことを予定をしているわけであります。昨年と同じようにこれを5,000万円積むということにすれば、1,600万、2,000万ですから、この引き上げはしなくて済むということは誰の目にも明らかであると思うわけであります。

さらに、1点目の運協で指摘されました滞納金額を整理しると、こういう形でその点を見ますと、5億7,459万円もの滞納を抱えているわけであります。介護及び高齢者の部分の納付金等を引き出してみましても、1億5,236万円もの滞納がある。この滞納が1割強を滞納をきっちり余分に整理することができれば、この引き上げは全く要らないと、こういうことになるわけであります。

努力の上に努力を重ね、引き上げ額をしないような努力をした上で、この引き上げ提案がなされるのであれば認めざるを得ないと思うわけでありますが、まさに積立金や滞納整理の金額を努力をしないで、市民にそのしわ寄せを国保税の引き上げという形で提起をすることは、なしてはならないことであると、こう私は考えるわけであります。

したがって、この条例改正にはまさに反対であります。

さらに、医療費の増をどのように抑えていくかということも十分に議論をし、その効果を

この引き上げに反映しているとは言えないと、まさに検討し直す要素が多々あると、こう指摘せざるを得ないと思うところであります。

議員の皆さんが昨年に引き続いて国保税を2.5%も引き上げて、どのように市民に説明されるのかお尋ねをしたいと、こう思いまして、私の反対討論を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

10番。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） 私のほうからは、国保税の引き上げについて賛成の立場から討論させていただきます。

今、沢登議員が反対ということである説明をされましたが、もっともなところもたくさんございまして、そのあたりは私も理解しているところであります。しかしながら、国保そのものの安定した運営という意味において、基金のほうに積み立てられているこの金額が多いから大丈夫だという理論で話をされているわけなんです。例えばインフルエンザであり、高額な医療が増えたというときにはあつという間に枯渇してしまうものであります。一般会計から繰り入れをするといっても、当然一般会計から繰り入れるということになれば、一般会計のほうの財政運営もまた困難を期すものであります。

また、滞納された者に対して回収ができていない。税務課がきちんとした仕事を怠っているという論調でございましたけれども、滞納されるということがどのくらい大変な生活状況であるということも、また一方では見なくてはなりません。そこをないところから、大変苦しいところから払えということ、じゃ、できるのかということでもあります。

一方で、値上げしたら、引き上げをすることによって滞納者が増えるということも国の全国的な流れであるわけでありまして、大変苦しいところではありますが、しかし、やはり特別会計のルールでありますので、きちんと単年度の収支を図っていくということで、やむを得ないものと考えています。

そして、今後、健康増進課がますます健康づくり、あるいは高度医療やインフルエンザであるとか、そういうことにならないように市民の健康増進を図っていくことを期待いたしまして、賛成をしたいと思えます。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

◎発議第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第5号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） それでは、発議第5号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書を別紙により、静岡県知事に提出するものとする。

平成25年6月25日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、竹内清二、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく高橋富代、同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

提案理由。

重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求めるため。

重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書。

静岡県における重度障害者（児）医療費助成制度は昭和48年（1973年）に事業開始されたが、精神障害者に対しては、ようやく平成24年10月から手帳1級所持者に適用されるようになった。しかし、平成18年からこの問題について要望を続けてきた社団法人静岡県精神保健福祉会連合会は、少なくとも精神障害者手帳2級、3級所持者の精神科入院医療費については、この制度の対象に加えるべきと主張している。

精神障害者の場合、その病状、症状は常に一定であるとは限らないため、障害程度の判定作業も複雑、微妙な要素を持っており、認定された等級が障害の実態を至当に反映していないケースもあり得る。

社団法人静岡県精神保健福祉会連合会が平成22年度に行った実態調査の結果を見ると、一般的に症状の重さの指標となる入院経験者の割合は1級所持者が約45%（うち約90%が7ヶ月以上）であったが、2級、3級所持者でも約16%（うち約51%が7ヶ月以上）であったこともそれを裏付けるものである。また平成22年の厚生省データによると、県内の1級所持者は手帳所持者の約10%で全国平均16.8%をかなり下回っている。

これらの実態から家族会は、精神障害者の病気の回復を必ずしも順調な過程を辿るものではなく、種々の原因により再発・悪化したときは入院を余儀なくされ、このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきであると主張している。

また、入院を経験するような状態の精神障害者の殆どは就労が困難で障害年金程度の収入しかなく、とりわけ入院医療費の負担は障害者家族に重くのしかかっているのが実情である。

これらを考慮すれば、静岡県の重度障害者（児）医療費助成制度においては、精神障害者手帳1級所持者に加え、2級及び3級手帳所持者の精神科入院医療費も対象に含めるよう制度を改めるべきであると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第5号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号についての質疑は終わりました。

提出者をご苦労さまでした。

次に、発議第5号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。それにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成25年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
これをもって平成25年6月下田市議会定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでございました。

午前10時39分閉会